

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎ 539・2061 または ☎ 539・2062

「声の市議会だより」をお届けしています

市では、市民ボランティア団体「福生いとでんわ」と協働で、視覚障害者（1・2級）の方に「声の市議会だより」（デージー方式のCD版）をお届けしています。

▼デージー (DAISY) とは

デジタル録音図書国際標準で、聴きたいところをページや見出しですぐに検索できるなど、情報検索性に優れています。

専用の再生機が必要ですが、利用対象者は日常生活用具として給付を受けられます（利用者一割負担）。

【問合せ】 議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

人権擁護委員が委嘱されました

4月1日付けで、石川好男氏が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。



石川好男氏

今後3年間、人権擁護委員として市民の皆さんの人権を守るため、さまざまな活躍をしていただきます。

【問合せ】 秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

子どもの交通事故に気を付けましょう

小学校低学年の児童は交通ルールの習得がまだ未熟です。一方で入学・新学期で新しい友達ができ、行動範囲が広がり道路を利用する機会が増えます。

車などを運転する方は子どもの急な飛び出しなどを想定し、注意して運転しましょう。

子どもの交通事故は、道路の横断中、生活圏内午後2時～6時の時間帯で多く

年金だより

▼国民年金の任意加入制度について

老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間分の国民年金保険料を納付することで、満額の年金を受給することができます。保険料の納付期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額に近づけることができます。

また、納付済期間が受給資格期間に満たない方も、60歳から65歳になるまでの間に任意加入して、受給資格期間を満たすことができます。

65歳になっても受給資格期間を満たすことができない場合は、70歳になるまでに受給権を確保できることを条件に、加入期間を延長できる「特例任意加入」を利用できます。海外に居住する国民年金の強制加入ではなくなった方についても、20歳以上65歳未満の日本国籍の方であれば任意加入が可能です。

【問合せ】 保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

福生市まちづくりに資する寄附金（ふるさと納税）

3月1日から31日までの間に青梅信用金庫理事長平岡治房様ほか匿名3名の方から270,000円のご寄附をいただきました。寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。

【問合せ】 契約管財課管財係 ☎ 551・1535

市税等の納め忘れはありませんか？

2月28日をもって、平成29年度分の市税等の最終納期限が経過しました。納め忘れがないか、もう一度お確かめください。

【最終納期限が経過した平成29年度分の市税等】

- ・市・都民税（第1期～第4期）
- ・固定資産税・都市計画税（第1期～第4期）
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税（第1期～第8期）
- ・介護保険料（第1期～第8期）
- ・後期高齢者医療保険料（第1期～第8期）

※納期を過ぎると延滞金が課されます。

【問合せ】 収納課 ☎ 551・1578

平成29年度第6回インターネット公売結果のお知らせ

3月に行われたインターネットによる差押物件の公売は、出品した物品が次のとおり落札されました。売却金は、滞納となっております。

- 【差押物件】・時計（落札価格）3,800円（見積価格500円）
- ・自転車用空気入れ（落札価格）500円（見積価格500円）

市民のひろば

＜催し物＞
▼動物フェスティバルin福生（動物愛護チャリティ）

しつけ教室、飼い方相談、アジリティ等ペットに関する相談ができます。

【日時】 4月22日(日)午前10時～午後4時

※直接会場へお越しください。

【場所】 多摩川中央公園げんきのびのび広場

【問合せ】 動物愛護フェスティバル実行委員会代表・矢口 ☎ 090・27655254

▼福生美術同好会「油絵作品展」

【日時】 5月8日(火)～13日(日) 午前10時～午後7時



※初日は午後1時～、最終日は午後5時終了

【場所】 プチギャラリー
【問合せ】 遠藤 ☎ 553・3529

職員募集情報

【職種と募集人員】 一般事務（身体障害者、精神障害者、知的障害者）・若干名

【採用予定日】 平成31年4月1日

【受験資格】 平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で以下の要件をすべて満たす方

- （1）身体障害者手帳（身体障害者）、精神障害者保健福祉手帳（精神障害者）、または療育手帳（知的障害者）の交付を受けている方
- （2）活字印刷文による出題に対応できる方
- （3）通常の勤務に対応できる方（原則として1日7時間45分、週38時間45分）
- （4）自力により通勤ができ、かつ介助者無しに勤務遂行が可能なる方

※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は、受験できません。

＜申込書と要項の配布について＞

【期間】 4月17日(火)～5月12日(土)までの午前8時30分～午後5時15分(5月12日(土)は午後4時まで)

※日・祝日を除く

【配布場所】 市役所第一棟5階職員課

および1階総合案内横※市指定様式の職員採用試験申込書および履歴書は、市ホームページからも入手できます。

＜募集受付について＞

【期間】 4月17日(火)～5月12日(土)午前9時～午後4時30分（正午～午後1時までを除く。また土・日・祝日を除く※5月12日(土)は受付を実施します。）

【受付期間・場所】 ①4月17日(火)～5月11日(金)・市役所第一棟5階職員課 ②5月12日(土)・もくせい会館2階202会議室

【申込書類】 職員採用試験申込書（市指定様式）・履歴書（市指定様式）・卒業証明書または卒業見込証明書・成績証明書・各障害者手帳の原本と写し ※申込書類は、本人が直接持参してください。郵送・電話では受け付けません。また、各手帳を除き申込書類は返却しません。

【試験日時・場所】 5月27日(日)午前9時・もくせい会館2階会議室

【試験方法】 筆記試験（基礎能力検査、性格検査）・作文（課題方式）

【問合せ】 職員課 ☎ 551・1589

5月の無料相談【問合せ】 秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日から予約開始となります。 ※一部の相談は祝日に当たるため、実施週を変更しています。

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	2日(火)		市役所1階第一相談室	予約制、先着6人（1人30分） ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	10日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	8日(火)	午後1時30分～4時30分		
税務相談	24日(木)			
法律相談	11日(金)・16日(水)・23日(水)・30日(水)			予約制、先着6人（1人30分） ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	17日(木)	午後1時30分～4時		予約制、先着3人（1人45分） ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都民の声課 ☎ 03・5320・7733へ。
少年相談	18日(金)	午前9時～午後4時30分		予約制、警視庁八王子少年センター ☎ 042・679・1082へ。相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター（子ども応援館1階）	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。子ども家庭支援センター ☎ 539・2555
教育相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	教育相談室（子ども応援館2階）	教育についての悩み全般に関すること（要事前連絡）。教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700
消費者相談	毎週月・水・金曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	消費者相談室（もくせい会館1階）	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699
事業資金相談	10日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談（市役所代表 ☎ 551・1511）、心の相談、成年後見制度相談、リハビリ相談、権利擁護相談、心配ごと相談（福祉センター ☎ 552・5027）

【5月5日(土)は閉庁します】 5月5日はこどもの日（祝日）のため市役所は閉庁となりますので、窓口ご利用の際にはご注意ください。【問合せ】 企画調整課企画調整担当 ☎ 551・1528